

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 4 回 協 議 会

# 会 議 録

日時 平成16年3月18日(木) 午後2時00分から

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第4回協議会次第

日時：平成16年3月18日（木）14：00～

場所：伊予市市民会館 4階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

伊予市・中山町・双海町合併構想説明会の開催結果について

4 議題

(1) 協議

- ① 協議第5号 新市まちづくり構想について〔継続協議〕
- ② 協議第6号 新市の事務所の位置（事務の方式）について
- ③ 協議第7号 地域審議会の設置について

(2) その他

法定協議会への移行について

5 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

氏 名	役職名等	出欠
-----	------	----

○伊予市

中 村 佑	市長	出席
小 林 茂	助役	出席
重 松 罔 右	議長	出席
日 野 正 則	議員	出席
岡 田 清 満	学識経験者	出席
西 岡 義 雄	学識経験者	出席
安 田 一 江	学識経験者	出席

○中山町

市 田 勝 久	町長	出席
窪 中 修 一	助役	出席
井 上 正 昭	議長	出席
田 中 弘	議員	出席
亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
高 橋 敏	学識経験者	出席
上 岡 幸 子	学識経験者	出席

○双海町

上 田 稔	町長	出席
藤 田 稔	助役	出席
若 松 孝 行	議長	出席
大 石 寿 淑	議員	出席
中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
富 岡 喜久子	学識経験者	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第4回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつ申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>桜の便りも聞かれるきょうこのごろでございます。皆さん方、ご健勝で何よりかと存じます。</p> <p>本日は、第4回の協議会ご案内を申し上げましたところ、皆さん方には大変お忙しい中をご参集をいただきまして開会の運びとなりましたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>このたびの中山町議会におかれまして、議会の構成の改正が行われまして、議長さんが交代されました。泉前議長さんには、当協議会の設立、運営にご尽力いただきましたことを大変感謝を申し上げたいと思います。心から御礼申し上げます。</p> <p>また、新たに就任されます井上議長さんにおかれましては、後ほどご紹介をさせていただきますが、ご就任を心からお喜び申し上げますとともに、今後とも当協議会の委員としてご支援をいただきますようによろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>さて、新市建設に向けてのまちづくり構想でございますが、3市町の住民の皆様方に去る3月3日から15日までの間、12カ所におきまして構想説明会を開催いたしましたところでございますが、説明会には総勢で611人の皆様にご出席をいただき、その際に構</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>想の内容とあわせまして事務所の方式、そして住民自治の考え方についてもご説明を申し上げ、ご理解が得られたものと考えておるところでございます。後ほどこのことにつきましても、ご協議をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、市田町長さん、上田町長さんをはじめ説明会でお世話になった皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしました。心から御礼申し上げます、簡単でございますが開会のごあいさつにいたします。</p> <p>どうぞ、今日はよろしく願いいたします。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の3、報告事項でございます。</p> <p>初めに、協議会委員の異動につきましてご報告いたします。</p>
和田局長	<p>それでは、お手元に協議会委員の異動についてという別とじの2枚つづりの資料があるかと思しますので、ごらんいただいたらと思います。</p> <p>お開きいただきまして、1ページをお願いいたします。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会委員の異動について。これは規約で、協議会委員にはそれぞれの市町の議会の議長さんに委員になっていただくことになっております。3月11日に中山町の議長さんが替られました。泉正勝様から井上正昭様に替られましたことに伴う委員の異動でございます。3月11日付で、井上様には委嘱を申し上げております。</p> <p>2ページの方に名簿をつけておりますので、ご参照いただいたらと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>以上、ご報告申し上げます。</p>
坪内主任	<p>それでは、ここでご紹介いたします。</p> <p>今回から協議会委員をお願いいたします中山町議会議長、井上正昭様でございます。</p>
井上委員	<p>ご指名をいただきました井上でございます。</p> <p>泉議長の後、議長を仰せつかって1週間余りになるわけですが、若輩者でございまして、苦勞をしておるところでございます。</p> <p>本日は、合併協議会に初めて出席をさせていただきました。勉強不足で何かとご迷惑をおかけすることと思いますが、皆様と一緒に頑張る覚悟でございますので、どうかよろしく願いいたします。</p>
坪内主任	<p>次に、本日の会議資料にはございませんが、第3回の協議会でご質問のありました事項につきまして、報告させていただきます。</p> <p>まず、伊予市の日野委員からご質問のありました「新市システム統合業務委託に係る指名業者の評価について」報告いたします。</p>
北岡主査	<p>失礼いたします。</p> <p>新市システム統合業務に係る指名業者の評価についてご回答させていただきます。</p> <p>まず、プロポーザル方式についてのご確認なんですけれども、プロポーザル方式とは当該業務の内容が技術的に高度なもの、また専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書の提出を求め、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>技術的に最適なものを特定する手続でございます。</p> <p>単に入札金額または見積もり金額だけの競争により受託者を選定するのではなくて、設計者の発想、それで解決方法、能力等を審査しまして、技術力を評価するものとなっております。</p> <p>続いて、指名業者なんですけれども、指名業者は4社、株式会社愛媛電算、株式会社オーイーシー、日本電気株式会社松山支店、富士通株式会社松山支店となっております。</p> <p>そして、評価結果でございますけれども、1000点満点のうち日本電気株式会社松山支店が755.8点、A社が727.7、B社が703.3、C社が688.5点でございます。</p> <p>以上、ご報告を終わります。</p>
坪内主任	<p>もう一点、中山町の亀井委員からご質問のありました「過疎法に基づく特例措置の適用について」ご報告いたします。</p>
三ッ井次長	<p>亀井委員の質問の中で、新市になった場合、過疎債は従来どおり使用できるのかという懸念に対しまして、ご報告をいたします。</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法に基づく特例措置の適用についてでございます。伊予市と過疎地域に指定されている中山町、双海町が合併した場合、新市全体としては過疎地域の要件を満たしておりませんが、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法第33条第2項では、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用すると定められております。</p> <p>したがって、過疎法の期限である平成22年3月31日、合</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>併後5年間は中山町、双海町の区域に限って、過疎債を適用することができることになっております。</p> <p>なお、亀井委員の質問事項の内容でございますが、「新聞記事の中で松山市に編入合併する中島町においては、松山市のように財政力に余裕のある自治体の一部となれば、過疎債が使えなくなるのではないか」という記事を見た。中山町、双海町においては、合併後に過疎債の適用がどのようになるのか」という内容でございました。</p> <p>先ほどご説明申し上げましたように、中山町、双海町の区域に限って過疎法の期限である平成22年3月31日、合併後5年間は特別措置が受けられることになっております。</p> <p>なお、2月27日付の愛媛新聞での中島町の記事については、次のような内容でございました。加戸知事は過疎地域特例で、県が町の代りに整備している中島町の町道について、松山市への編入合併後は過疎代行の継続が難しくなる可能性を発言されました。その中で、過疎代行は財政力や技術的に乏しい自治体の事業を県が肩がわりしてきたもので、松山市になると理屈がつけにくいのではないかと。国と交渉はしてみるが、合併後の事業となると国のハードルは極めて高いのではないかと。また、愛媛県道路維持課は、松山市など財政力に余裕のある自治体と合併する場合、補助採択の優先順位が低くなる可能性があるという内容でございます。</p> <p>このように中島町の事例は、松山市への編入合併に関する過疎代行事業、県が町の代りに整備する事業に関する問題でありまして、今後の取り扱いが愛媛県において検討されることになっております。</p> <p>現時点で、中山町、双海町においては、このような過疎代行事業</p>



発言者	議題・発言内容
坪井主任	<p>の計画はございません。市町村が事業主体の事業については、従来どおりの特例措置が受けられることになっております。</p> <p>以上、亀井委員の質問事項に対するご報告でございます。</p> <p>それでは、次の報告事項、合併構想説明会の開催結果について報告をいたします。</p>
和田局長	<p>お手元の資料で、合併構想説明会の開催結果という資料があるかと思しますので、そちらをごらんいただいたらと思います。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>まず、1 で開催会場及び参加者数であります。伊予市・中山町・双海町、全部で12カ所、伊予市で6カ所、中山町で3カ所、双海町で3カ所、参加者数は全部で611人で行われました。それから、発言者数が90人あります。これは延べ人数でありまして、発言件数が90件というふうになるかと思えます。日にちはこの資料には入ってございませんけども、最初に会長があいさつで申しましたように3月3日から3月15日まで、ほぼ連日で行われました。</p> <p>それから、2の説明会の概要でありますけども、新市まちづくり構想の説明と、それから新市の事務の方式と住民自治組織の説明とあります。これは、本日お手元の方に新市まちづくり構想の概要版というものをお配りしておるかと思えますけども、説明会で作った資料はそれと同じものであります。</p> <p>説明会では新市まちづくり構想というのと、新市の事務の方式と住民自治組織という2つの種類に分けてご説明しましたが、お手元にお配りしとるのでは、それを1つにあわせて編集をしております。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>ます。内容は同じものでございます。これは構想の説明とあわせてその構想をこれからどう実現していくかということで、行政と地域が共同して実施する必要があるというようなこともあわせてご理解をしていただくために、あわせてご説明をしたものであります。</p> <p>2ページ以降にこの説明会の内容についてまとめておりますけれども、これについてはこの後協議として、協議第5号でご協議いただくその前提となる事項でありますので、その協議の中でご説明させていただいたらと思いますので、ご了承いただいたらと思います。</p> <p>以上、簡単でありますけれども、合併構想説明会の概要をご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから次第の4、議題の審議に入りたいと思いますが、会議の議長は合併協議会規約第8条第2項の規定によりまして、会長が務めることとなっております。議長を会長にお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にご覧がでございます。ご発言の際には挙手をいただければ、職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の委員の出席者数は、委員21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席いただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。</p> <p>また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>それでは、会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づき、本日の会議録の署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、伊予市の安田委員さん、中山町の上岡委員さんにご署名をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>早速ですが、次第の4、議題の（1）協議に入らせていただきます。</p> <p>協議第5号「新市まちづくり構想について」を議題といたします。</p> <p>これは継続協議でございまして、先ほど報告のありました合併構想説明会の結果を踏まえまして、今回ご協議をいただくものでございます。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
和田局長	<p>それでは、先ほどの資料の続きになりますけれども、合併構想説明会の開催結果という資料、これの2ページをお開きいただいたらと思ひます。</p> <p>3. 結果の総括であります。</p> <p>説明会におきましては、まず分散型のまちづくり、それから主要な施策、事務の方式（伊予方式）、それから住民自治の推進についてというようなことをご説明を申し上げまして、ご理解を得たところでございます。</p> <p>会場で得た意見、要望等につきましては、次の3ページ以降に整理をしておりますけれども、今後の新市建設計画での立案、また事業</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>推進、その際に参考としてできるだけ反映をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>そのほか1点、委員さんのご判断を仰ぎたい事項がございます。これについては次の4の項目で、協議事項としてご報告を申し上げたいと思います。「郷」という漢字でありますけども、これを「くに」と呼ぶことについて。将来像として「くに」という概念を設定したわけでありまして、その読み方に対するご指摘がございました。</p> <p>(1) ご指摘の内容でありますけども、まず「郷」を「くに」と呼ぶことが無理ではないかということで、くにと読ませるのは非常に難しいと思うと。郷という漢字は「ふるさと」とか「さと」とか「むら」とかいう意味でございまして、「くに」とするのは非常に難しいのではないかという点のご指摘がありました。</p> <p>それから、またインターネット等で調べてもそういう例がないのではないかと。「くに」とは呼ばないのではないかとということで。また、読めない字を使うというのはどうかというようなご指摘であります。</p> <p>それから、「くにづくり」という記述をしておるけども、一方で「新市まちづくり構想」というようなことであるので、そこで整合性もないのではないかと。そういう点でこれが適切であるかどうか、そういう検討をする必要があるというようなご指摘をいただいたので、委員さん方にご協議いただきたいと思います。</p> <p>(2) で協議の論点というので整理をさせていただきました。まずこの説明会でいただいたご意見は、字義的な表記上の妥当性を問うという内容でございまして、将来像の設定の仕方とか内容に関する</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>るご指摘ではなかったと思います。</p> <p>また、適切でないのでこういうものにしたらいいかと、そういうような代案が示されたわけではございません。辞書に使用例がないので、そういうものを使うのがいいかどうかというようなことの御指摘だったかと思います。</p> <p>②の方で、国語の表記上、これは確かに郷という漢字を「くに」という読みは辞書にも載っておりません。ということで、見直すとすればこの漢字を変えるか、読み方を変えるかという問題になるかかと思います。</p> <p>それで、③でありますけども、復習といえますか確認になりますけども、この構想では将来像を設定するということで、あえて新しい概念を設定しようということをやったわけでありまして、今後、伊予方式による行政運営でありますとか、住民自治組織の制度化による共同のまちづくり、また自治基本条例の制定といったように、今までと違うまちづくりをしていく必要があるということで、そういう将来像に対して独創的な呼び方、それも意味があるのではないかということで、あえて通常の読み方と異なる呼び方をしておるものであります。</p> <p>もう一点、指摘事項に関することですが、④ではまちづくりという言葉、これはもう既に広く使われておりまして、一般に定着はしておるかと思いますが、概念というのは非常に広うございまして、地域づくりとか住民自治そのものといったような幅広い概念でとらえて使う場合もありますし、またそれらに関する個々の事業、これについてもまたまちづくりと呼ばれることもございます。</p> <p>これを使う場面場面で逐一定義するという事は非常に困難でござ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ざいまして、逆に煩雑になって論議の方向性が見失われるようなこともあります。ということで、通常そのまま広い概念で使われておりまして、この構想でもそのまま特に定義をせずに使っております。</p> <p>「郷（くに）」という方は、特に概念としてこういうものを「くに」と呼びますということここで設定をしとるものでございまして、いろいろごじゃごじゃ書いておりますけども、要するに郷（くに）づくりとまちづくりとは違う、異なる用語であるということなので、整合しなければいけないということはないと考えております。</p> <p>それから、ここでどう判断すべきかでありますけども、ご指摘いただいたときにはほかに使用例もないではないかということで、こちらもなるべく独創的な使い方をするということが一つの目的でありましたから、事前によその事例を十分調べたわけではございませんでした。後からそういうご指摘をいただいて調べてみますと、やっぱり全国的にはいろいろ使用例というのはございました。</p> <p>1つは独創的なものをやりたいということで、使用事例がないということの効果も期待したわけでありまして、また調べてみると使用例があるということで、使用例があることによる効果と。これは幸か不幸か、ほかに例がないではないかという指摘に対しては反論になりますし、独創的な意識改革をしたいぐらいの前例がないものをやりたいんだと、そういうねらいからするとちょっとそのねらいが弱まることになってしまうのかと思います。</p> <p>(3) 参考の使用事例としましては、熊本県の総合計画の中で、熊本県内を11の地域に分けて、それぞれに11の郷（くに）づくりを進めようというような、11の地域計画をつくろうというような</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>な構想があります。それから、市とか、合併協議会とか、公民館とかいったところでも、こういう使用例があります。</p> <p>またこの例、ここで挙げておりますほかに論文とか、新聞とか、機関紙等での使用例とか、それからあと詩とか歌、本のタイトルなどの表現活動における使用例、それからキャッチフレーズとか施設の名称等商業活動における使用例とか。変わったところでは、大相撲のしこ名にもございました。「琴の郷」という十両の関取りさんがおいでまして、やっぱりこの「郷」という字で「くに」と読んだそういう例もございましたので、そういう意味では結果的に全国に例もあるということで、発想としてとんでもない発想ではない、だれでも考え得る発想ではあるかと思えます。</p> <p>ということで、この伊予市・中山町・双海町のまちづくり、また目指すべき方向、そういう点からもう一つ、委員さんのご判断をいただいたらと思えます。</p> <p>ちょっと説明の方、続けてさせていただきます。</p> <p>次の3ページ以降が、主なご意見等を主要施策ごとにまとめたものでございまして、まず、都市基盤の整備というような点では、やはり水の確保に関するご意見、ご要望等がございました。それから、福祉の向上、保健・医療の充実というような点では、やはり社会的弱者への配慮を求めるようなご意見等があったかと思えます。</p> <p>それから、産業の振興については非常に重要な項目であるというようなご意見で、特に農林業の分野でのご意見があったかと思えます。</p> <p>それから、次の4ページをお願いいたします。</p> <p>参画と協働の郷（くに）づくりという、これはやはり住民自治に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>かかわるような分野でございましたので、特に合併によって行政組織が変わるといようなことから、地域住民とのかかわりがどうなるのかといようなことで、非常に住民の方も関心をお持ちでございまして、建設的なご意見を多数いただいております。</p> <p>それから、財政シミュレーションに関しては、財政の効率的運用を求めるといようなご意見、それから、その中で特に合併特例債の活用については慎重にと。また、議員定数についてのご意見、そういうものがございました。</p> <p>以上が、合併構想説明会のご報告であります。</p> <p>それから、1枚もので、右の肩に協議第5号資料とある「住民と市民について」といような題の資料をお配りしているかと思っておりますので、ごらんいただいたらと思っております。</p> <p>これは、前回大石委員さんから住民と市民、市民といような自立した住民といような使い分けがあるから、いような点でも使い分けをしたらどうかといようなご指摘がありまして、いようなようにしたいと思ひまして、検討してみました。</p> <p>まず、1の住民と市民の定義でありますけれども、(1)が住民の定義でございまして、ある市町村の区域に住居を持つ者はその市町村の住民であり、同時にその市町村を包括する都道府県の住民でもあると。これは地方自治法10条に規定されております。その区域内に住居を有する者は、法人も含めてすべて住民でございまして、人種、国籍、性別、年齢などによる制限はございません。</p> <p>(2)の方で、市民についての定義がどうかと見ましたら、これは日本では法令・行政上の用語ではございませんで、これを条例や計画等で使う場合には、やはりその中で定義をして使う必要がある</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>のではないかと考えられます。というのが、住民と市民、これはその範囲とかそれから属性とが異なってまいりますので、その使う場面によってどういうふうに定義するのかということを考えておく必要があると思います。</p> <p>大まかに見ると、市民には3つ意味が大きくあるかと思えます。1つが市民、町民、村民という意味での市に住む住民が市民であるという、そういう意味の市民。それからもう一つは、政治に参加できる、参政権がある人というような意味の市民。これは主に国際的なというか、国際法での定義に基づくものかと思えます。それから、もう一つが大石委員が指摘した自立している住民と、そういう意味の3種類があるかと思えます。</p> <p>資料の方、ちょっと3の参考というところを見ていただいたらと思うんですけども、(2)に国際法の定義ということで、国際法では市民という言葉が定義されておりまして、特定の地域において政治に参加できる者という意味がございます。</p> <p>それから、次の(3)で辞書にどう載っておるか見ますと、広辞苑では市民のところ、国政に参与する地位にある国民と。これは国際法の定義、政治に参加できる者というものに基づいたような定義かと思えます。</p> <p>それから、後半の方が、広く公共性の形成に自立的、自発的に参加する人々というふうにあります。これがご指摘いただいたような自立した住民が市民であると、そういうような考えに基づいた定義かと思えます。</p> <p>それで先進事例、やはり自治基本条例をつくっておるようなところでは、この市民について定義した例がございまして、(4)で市</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>内に在住、在勤または在学する個人及び市内に事務所を有する法人、その他の団体を言う。これは新潟県の柏崎市の市民参加のまちづくり基本条例の中での定義であります。</p> <p>この定義は、市民参加のまちづくり基本条例という中の規定で、市民はまちづくりの主体であるという規定がございまして、ですから逆に、まちづくりによる主体がだれかということに基づいてこういう定義をしたというふうに考えられます。参政権のある人と、国政に参加する地位にある国民とか、政治に参加できる者と、そういうような意味で定義しますとこれを国内法に当てますと逆に外国人でありますとか、未成年者、法人というのが入りません。</p> <p>また、自立性のある人とか、そういう自覚のある人という意識の問題としてとらえますと、範囲が非常にあいまいになって定義が難しくなります。どことも市民を定義しようと試みたところは苦慮をしておるようでございます。柏崎市のように、目的がまちづくりの主体が何かという視点で定義をしたようなところもございますけども、逆に定義しない方がいいということで、定義をせずに市民を使っているところもたくさんあります。</p> <p>ちょっと話が余談になったかもしれませんが、では我々の新市まちづくり構想においてはどうかということで、2の方で整理をしておりますけども、やはりこの構想の中で住民と市民というのを定義して使い分けるとするのは非常に難しゅうございます。</p> <p>1つは構想という計画の性格にもよるかと思いますが、またこの定義づけの作業というのが非常に困難であるとか、そういう点もございます。実際どういう作業になったかと申しますと、その2の項の最後に、「したがって、用語としては住民のみを使用した」とあ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>りますけども、具体的には最初にお示しした構想の中では市民というのは1カ所だけございまして、それも内容を見ても単なる市の住民という意味で使っておるものでございました。ですから、これは住民としたので差し支えないというか、むしろ住民とすべきでありましたので、1カ所あった市民は住民に変えさせていただきました。結果的にそういう表記の統一をしたということで、今回は検討しております。</p> <p>ということで、住民と市民について定義の違いによって検討しますということで前回申し上げたんですけども、そういうようなことで、今回は住民という用語で統一させていただいたということでご了承くださいたいと思います。</p> <p>それからなお、やはり大石委員から、自立についての記述があるべきじゃないかというようなご指摘いただいて、前回こういう形で入れさせていただきますというようなことを申し上げたんですけども、ちょっとその確認を、今見ていただいた概要版の方で確認をしていただきたらと思います。お手元にある新市まちづくり構想の概要版、これの9ページをお開きいただきたらと思います。</p> <p>9ページの①住民自治の推進のところの3行目、「その他の地域内分権を推進し、地域の自立と活性化に努める」という形で、ここに地域の自立というようなことを記述させていただきましたので、ご確認をいただきたらと思います。</p> <p>以上、合併構想説明会の結果と、それから前回ご指摘いただいた内容についてご説明申し上げましたので、あとまちづくり構想のご審議をお願いしたらと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>それでは、まず第1点目の協議をいただきたいと思っております。将来像としての「くに」という呼び方についてご意見があったということでした。これは、行政として新しいまちづくりを積極的に進めていくに際しまして、住民生活を大切に考えていこう、ふるさとを大事にしようという我々の思いを「ふるさと」の「さと」という漢字に込めたわけでございますので、この点について皆さん方のご意見を伺いたいと思っております。</p> <p>中山町、双海町の説明会では出なかったというように聞いておりますが、伊予市の会場で何か所か出ました。しかし、きょうのこの資料の中では使われておるところもお示しをいただいたので、そここだわらなくてもいいのかなというような思いもいたしますので、原案どおり使わせてもらったと思うのですが、いかがでございましょうか。</p> <p>異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ご意見を集約いたしますと、「くに」がいいのではないかということであろうと思っておりますので、この件につきましては原案のとおりご承認いただいたものとして使わせていただきます。</p> <p>次、大石さん、あのような説明でようございますか。</p>
大石委員	はい。

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>そうですか。はいわかりました。</p> <p>新市のまちづくり構想につきましては、このほか今後の計画策定に当たっての要望やさらに新市の施策への期待など、多数貴重なご意見、ご要望が寄せられておりますので、この構想についてあるいは説明会についてのご意見についても、きょう皆さん方のご意見を賜りたいと思います。</p> <p>要約をしておりますが、このことについて皆さん、さらにご意見ございましたら受けたいと思います。</p> <p>別段ご意見もないようでございますので、協議第5号新市のまちづくり構想につきましては、原案のとおり確認することについてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第5号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>なお、この構想につきましては、住民の皆様幅広くお示しをするため、概要版を全世帯に配布したいと考えております。今後の取り扱いにつきましては、事務局から何かあれば説明をいただきたいと思っております。</p>
和田局長	<p>それでは、今後この新市まちづくり構想、これにつきましてはまずご指摘いただいた点、修正したものを各市町のホームページの方に載せていただいて、皆さんが見れるようにまずしたいと考えております。今、合併協議会の固有のホームページがございませんの</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>で、市町のホームページの方に載せていただくようにしたいと思います。</p> <p>それから、きょうお手元にお配りしておる概要版というような形で、これを早速印刷いたしまして、できれば4月の広報紙と一緒に全戸に、全世帯に配布させていただくようにしたいと思います。</p> <p>それから、この新市まちづくり構想に基づきまして、法定協議会の中で新市建設計画を作成するようにしておりますけども、早速準備作業に事務局の方ではかかりたいと考えております。</p> <p>また、次回の協議会の中で新市建設計画についてスケジュール等、またご協議をいただいたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>改めてお手元の概要版の内容で、4月号の広報紙と一緒に配布するというので、ご了承をお願いいたしたいと思います。</p> <p>次に、協議第6号新市の事務所の位置（事務の方式）についてを議題といたします。</p> <p>これは、任意の合併協議会の任務として「新市の事務方式」についても確認をしておこうということで、ご協議願うものであります。</p> <p>事務局、説明いただきます。</p>
泉主任	<p>それでは、失礼いたします。</p> <p>合併協議会会議資料の2ページをごらんください。</p> <p>協議第6号新市の事務所の位置（事務の方式）について。</p> <p>新市の事務所の位置（事務の方式）について、次のとおり確認を</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>求める。</p> <p>記、以下ですけれども、事務の方式については伊予方式（総合支所方式を基本とした新しい方式）とする。</p> <p>内容の説明ですけれども、新市の事務所の位置における主な協議内容としまして、条例上の事務所の位置、それと今ご説明させていただきました事務の方式、庁舎の利用方法の2つがあります。今回につきましては、事務の方式についてご確認をお願いするものであります。なお、事務所の位置につきましては先ほどご説明がありましたように、法定協議会への移行後にご協議をお願いしたと思います。</p> <p>それでは、続きまして3ページ、協議会第6号資料をお開きください。</p> <p>新市の事務所の位置（事務の方式について）。</p> <p>総合支所方式を基本とした新しい方式。その概念図としまして、このような図として示しております。現有の庁舎を地域事務所としまして、その地域事務所の一つに主たる事務所、本庁機能を置きます。図の地域事務所の下のところですが、地域事務所には総合窓口、住基、税、福祉、教育、保険、環境など、農林水産、土木、地域振興、広聴、住民自治支援等の業務を配分し、旧市町を所管区域とする。</p> <p>その隣、主たる事務所ですけれども、主たる事務所には三役、議会、行政委員会のほか管理統括部門を配分する。</p> <p>続いて内容につきましては、1. 主たる事務所、本庁と、地域事務所、各総合支所の設置。管理統合機能（本庁機能）を主たる事務所に置き、旧市町を所管区域として、総合支所機能を持つ地域事務</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>所を設置する。</p> <p>2. 集中統合する事務と地域分散する事務との効果的配分。新市の統一的な業務、全域にかかわる業務、対外的な業務を本庁機能として主たる事務所へ配分する。住民の利便性の高い業務、参加機会が多い業務、地域的課題・需要に関する業務、現場にかかわる業務を総合支所機能として地域事務所に配分する。</p> <p>3. 効率的な行政運営。電算システムの活用により、事務の効率化と人件費の削減、効果的な事業推進、適正な人員配置と職員資質の向上、自治基本条例の制定による参画と協働のまちづくりなど、行政改革を推進する。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました新市の事務所の方式（事務方式）についてご意見、ご質問をいただきたいと思います。</p> <p>ご意見もないようですので、それではお諮りいたします。</p> <p>協議第6号新市の事務所の位置（事務の方式）については、原案のとおり確認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第6号につきまして、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第7号地域審議会の設置についてを議題といたします。</p> <p>これにつきましても、任意の合併協議会の任務としてご協議願う</p>



発言者	議題・発言内容
島川主事	<p>ものでございますので、事務局、説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>次のページ、4ページをお開きください。</p> <p>地域審議会につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会は設置しない。合併後の住民自治を確保するため、新市において新たな自主組織の仕組みを検討いたします。</p> <p>まず最初に、地域審議会とはどういう制度なのか、簡単に説明させていただきます。右側の5ページをごらんください。</p> <p>地域審議会の趣旨といたしましては、合併で行政区域が拡大することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念がありまして、そのことが合併の障害、合併の阻害要素、要因にもなってきました。このことに対応して、地域の実情に応じた新市の施策の展開に対する住民の意思表示の方法として、平成11年の合併特例法の改正により地域審議会制度が創設されました。</p> <p>なお、地域審議会の設置につきましては、地域の実情に応じて判断されるものであることから、新市に必ず設置しなければならないものでなく、またすべての市町に置く必要もありません。</p> <p>具体的に申し上げますと、次のページ、6ページをお開きください。この6ページの真ん中あたりに先進事例を書いておりますけれど、そこをごらんください。</p> <p>まず最初にある石部・甲西合併協議会、これは滋賀県にあるんですけど、ここの協議会では地域審議会は設置しないと決めております。また、宇摩合併協議会では土居町と新宮村については地域審議会を設置しておりますが、川之江市と伊予三島市については設置</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>しないと決めております。</p> <p>申し訳ございませんが、5ページへお戻りください。</p> <p>この制度の役割としまして、地域審議会は合併前の市町の区域を単位として設けられ、新市建設計画の変更や執行状況、当該区域で行われる事業などの新市の施策に関して市長からの諮問を受け、または必要に応じて市長に対して意見を述べることができます。設置の期間については、地域審議会の特例的、暫定的な制度であるため、合併関係市町の協議により一定期間に限って設置されることとなります。設置期間を決定するに当たっては、新市建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合はその意見を聞くこととされていることから、新市建設計画の期間である10年とする事例が多くなっております。</p> <p>このような制度であります地域審議会ですが、これを伊予市・中山町・双海町合併協議会の場合で考えてみますと、地域審議会の設置の主な趣旨は、行政区域が拡大して行政組織が本庁に集約されることにより、周辺部の声が届かなくなるのではないかという合併前の懸念を払拭することを目的としており、合併前の市町村を単位として置くことができるとされています。</p> <p>伊予市・中山町・双海町においては、分散型のまちづくりにより、各々の市役所、役場を中心に地域の自立支援を進めることを基本指針として合併協議がなされており、先ほどの協議第6号で事務の方式については総合支所方式を基本とした新しい方式である伊予方式が確認されたところであり、行政区域が拡大してもそのまま周辺部の声が届かなくなる懸念は薄いと考えられます。</p> <p>また、現時点でもそれぞれの町で広報公聴事業を実施しておりま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>すが、今後においても住民の意見を反映することはとても重要なことでありますので、新市においてもまだ具体的な内容は決まっておりませんが、広報公聴事業の充実を図るよういたします。</p> <p>よって、新市において地域振興、広報公聴の充実に加え、住民参画と協働のまちづくりのために必要な機能を整備していくことが求められております。</p> <p>続きまして、6ページをお開きください。</p> <p>ここには根拠法令として、市町村の合併の特例に関する法律の地域審議会に関する条文を、その下には先進事例を掲載しております。先ほど少し触れましたが、設置しない石部・甲西合併協議会、設置するけれどすべての市町には設置しない宇摩合併協議会、すべての市町に設置する宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会、以上3つの先進事例を載せております。</p> <p>なお、地域審議会を設置する協議会では、地域審議会の設置に関する事項として設置する旧市町村、設置期間、所掌事務、委員数などを別に定めており、これらの中で必要と思われる設置する旧市町村と事務の方式について補足説明として掲載しております。なお、宇摩合併協議会の事務方式についてですが、新庁舎建設までは伊予三島市役所を本庁として、川之江市役所、土居町役場、新宮村役場は総合支所として活用され、新庁舎が建設された時点で本庁方式に移行するものとする合併協議会で確認されていることを補足させていただきます。</p> <p>以上で、地域審議会の設置についての説明を終わらせていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ただ今、事務局から地域審議会設置についての説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思っております。</p> <p>ございませんか。</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>協議第7号地域審議会の設置については、原案のとおり確認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議7号につきましては原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>それでは、その他の議題に入りますが、ここで法定協議会への移行についてをお諮りいたしたいと思っております。現在まで合併の方式、合併の期日、電算システムの取扱い、条例、規則等の取扱い、新市まちづくり構想、新市の事務方式、そして地域審議会の設置の7項目についてご確認をいただきましたが、これらは当初予定をしておりました任意協議会の任務でございまして、住民の皆様への説明会も開催をいたしておりまして、ご理解をいただいたところでございます。</p> <p>したがって、今後はこの協議会はそれぞれの議会のご承認をいただき、法定協議会への場として移していく必要があると考えております。まず、このことにつきまして、委員の皆さん方のお考えを確認しておきたいと思っておりますので、お諮りいたします。</p> <p>これまでの協議を踏まえまして、今後、法定協議会を進めるとい</p>

発言者	議題・発言内容
市田委員	<p>うことでご賛同いただけますでしょうか。ということで、それぞれの両町長さんにご意見をまずいただきたいと思います。</p> <p>市田さんから、ご意見いただきたいと思います。</p> <p>任意協議会の機能がほとんど果たせたということでございますから、なるべく早く法定協に移る必要があるんじゃないかというふうに思っております。</p> <p>ことしの12月、県議会にかけまさんと、来年の執行までに間に合わないということもございますんで、各市町の意見が合いさえすれば、早い方がいいんじゃないかというふうに思っております。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、上田町長さん。</p>
上田委員	<p>私の方もこういった形で具体化しておりますので、早い機会に法定協議会にするべきだと思っております。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長さん方からもご意見があれば。</p> <p>まず、伊予市の議長。</p>
重松委員	<p>伊予市の方から、議会の関係の方から今後のスケジュールをご報告申し上げておきます。</p> <p>ただいま中山町さん、双海町さん、町長さんからご報告がございましたが、私ども伊予市の議会におきましては、23日に合併の特</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>別委員会を持っていただくようなスケジュールになっております。そこでご協議をいろいろいただきまして、議会といたしましては29日に臨時議会を持ちまして、4月になれば法定協議会へ移行するであろうという方策の中で、3月29日に臨時協議会を持って法定協議会への移行についてのご承認をいただきたいと、こんなふうを考えております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>井上議長さん、ようございましょうか。</p>
井上委員	<p>今、町長さんをご発言いただきましたように、議会といたしましても29日に最終議会をやりますので、そこで議決をいただいたらと思っております。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>若松さん。</p>
若松委員	<p>双海町といたしましても、先日承認をいただいておりますので、29日に臨時会の方で議決をしたいと思っておりますので。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。それぞれの市町もそのような段取りで進んでいただけていただけると思っていますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、会議資料の方に移行、手順等もあるようでございます</p>

発言者	議題・発言内容
西岡主任	<p>ので、ここで事務局に資料の説明を求めたいのですが。いいですか。</p> <p>はい、それではどうぞよろしく。</p> <p>それでは、協議会資料の7ページをごらんいただきたいと思えます。</p> <p>法定協議会への移行についてでございます。</p> <p>まず、参考といたしまして、法定協議会の設置に係る根拠法令を下記に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。</p> <p>まず、市町村の合併の特例に関する法律第3条に、「市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする」と規定されておまして、合併特例法を適用する場合には、法定による合併協議会を設置し、協議しなければならないと義務づけられております。</p> <p>その法定協議会の設置に係りましては、地方自治法第252条の2に設置に関する規定がありまして、まず第1項に、協議会には規約を定め、普通地方公共団体の協議を設けることができるとされております。協議会を設置するに当たりましては、第3項の下線部ですけれども、各市町村の議会の議決を受けなければならないこととされております。</p> <p>それで、議会の議決を得て設置された場合には、第2項によりましてその設置の旨及び規約を告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならないというふうになっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それでは、上の1、法定協議会の設置の手順をごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、設置の手順といたしましては、(1)規約また規約に関する協議書等の協議を3市町により行い、協議をしていただきます。</p> <p>(2)といたしまして、協議会の設置の年月日についてもご協議をいただきますけれども、今の時期、時期的に一応年度末を迎えているということもござひます。また、事務の都合上予算的な関係もござひますので、現在設置年月日につきましては、平成16年4月1日を進めていただくようご協議を進めていただひているところあります。</p> <p>(3)といたしまして、3市町の議決及び告示ということで、ただいまそれぞれの議長さんからお話がありましたように、今月29日の議会ということで議決をいただけるということでお話になっております。</p> <p>続いて2番目、任意協議会の解散についてでございます。</p> <p>(1)といたしまして解散の期日ですけれども、法定協議会が設置される日の前日とするということにさせていただきます。一応、法定協議会の設置が4月1日ということで協議を進めていただひておりますので、今月末の31日に解散ということになるかと思ひます。この任意協議会につきましては、その法定協議会の設置と同時に自動的にといひますか、自然解散ということになるということをご認識いただひたらと思ひます。</p> <p>(2)番目、協議会の収支の決算及び監査についてですけれども、これにつきましては規約第16条の規定によりまして、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>し、監事であった者がこれを監査するということになっておりますので、このように取り扱わせていただきます。</p> <p>それから、ここには掲載しておりませんが、任意協議会における確認事項及び継続審議中の協議事項につきましては、法定の協議会の方に引き継ぎたいと考えております。また、この件につきましては法定協議会の第1回の会議において議題として提出させていただきます、ご認識をいただき、本格的な協議に移っていただきたいと考えております。</p> <p>続きます3番目、第1回法定協議会の開催予定ですが、これにつきましては今の任意協議会の会議申し合わせ事項によりまして、毎月第2木曜日ということになっております。皆様もこの予定であけていただいていることと思いますので、日時につきましては平成16年4月8日、木曜日、14時、午後2時からの開催とさせていただきますと考えております。</p> <p>場所につきましても、申し合わせ事項によりまして3市町持ち回りの順によりまして、次は中山町での開催ということにさせていただきますと思います。</p> <p>それから、設置日と協議会の第1回の開催日が違いますけれども、これにつきましては協議会の設置また設置日につきましては、議会の議決を経て決定され、設置されるものでありまして、協議会については設置された合併協議会の規約によって、必要に応じて会長が招集するということになっておりますので、別に問題ないことと考えております。</p> <p>以上、法定協議会への移行について共通のご認識をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ただいま法定協議会への移行についての説明をいただきました。この件について何かご質問、ご意見がございましたら受けたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、質疑を終わります。</p> <p>それでは、早速法定協議会設置の手続を行いまして、次回は第1回の法定協議会を4月8日、木曜日の午後2時から中山町で開催したいと考えておりますので、皆さん方、よろしくご協力をお願い申し上げます。</p> <p>以上、議題は終わりました。この際に、何かご意見がございましたら受けたいと思います。</p> <p>ないようございましたら、本日の議題はすべて終了いたしました。会議録署名委員の皆さん方には、会議録が調製できました段階でご連絡をいたしますので、よろしくご署名をいただきたいと思っております。</p> <p>本日は大変ご協力をいただきました。ありがとうございました。議長職を解かさせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして、第4回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 5 月 13 日

会議録署名委員

安田一江

会議録署名委員

上岡孝子